

## 不利益処分に係る処分基準

処 分 名	火薬類の消費許可の取消し		
根 拠 法 令 名	火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)	(条項)第 2 5 条第 3 項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p><b>【処分基準】</b>            未設定            ※ 根拠条項（火薬類取締法第 2 5 条第 3 項）の規定上明らかであるため。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 3 5